

## 第 20 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 21 年 6 月 9 日(火) 午前 9 時 30 分から正午まで

(2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英  
羽田則男 藤田一巳 森岡幸江

#### イ 県 側

入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
建設産業室長 建設産業室主幹 農林技術課副課長兼主任主査 森林計画課主幹  
入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席  
県中地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長  
会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長  
二本松土木事務所長 県中建設事務所主幹兼総務部長兼総務課長  
喜多方建設事務所主幹兼企画管理部長 会津若松建設事務所主幹兼事業部長

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 議事

##### (ア) 報告事項

- a 県発注工事等の入札等結果について(第 4 四半期分・平成 20 年度分)
- b 総合評価方式の平成 20 年度試行結果について
- c 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

##### (イ) 審議事項

- a 抽出案件について

##### (ウ) 各委員の意見交換

##### (エ) その他

#### ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第 20 回入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日の会議は、軽装での開催といたしました。県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的としまして軽装に取り組んでおります。本日御出席いただきありがとうございます皆様におかれましても、趣旨を御理解いただき、地球温暖化防止の取組みについて御協力をお願いいたします。

なお、事務局出席者ですが、本日所用で総務部政策監が欠席となっております。御了承を願います。

それでは、議事について、美馬委員長、よろしく申し上げます。

#### 【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。本日予定しました議題は、報告事項 3 件、審議事項 1 件、合計 4 件でございますが、これらについては、公開で行いたいと思っておりますがよろしゅうございませうか。

それでは、今回、全てについて公開で行いたいと思っております。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について」です。これは、今回の抽出案件の対象期間であります平成 21 年 1 月から 3 月までの第 4 四半期の状況と、もう一つは平成 20 年度全体の集計結果についてのものがございます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### 【入札監理課長】

(資料 1 及び資料 1-1 に基づき説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。望ましいかどうかは別にしまして、一昨年度と比べまして昨年度は落札率は下がった。そして、第4四半期についても落札率は下がる。そして、落札率と入札参加者とは逆の相関関係があって、入札参加者が多ければ落札率は低く決まる傾向がある。最低制限価格の引上げで全体が底上げするのではなくて、75%あるいは85%以下、そういうところに最低制限価格の部分がすっと上がった。全体としての傾向はそういうことが見られるということでございます。

今の報告につきまして御質問があればいただきたいと思っております。いかがですか。

この管内別というのからみると3管内にしても管内より落札率が高いという一般的な傾向はみられますね。必ずしも3管内に拡大すれば管外の人が入札するということはそんなには多くはない。そういう傾向はみられますね。

**【入札監理課長】**

地域要件の設定と落札率に何かしらの因果関係ということは、県外で設定する工事ですと工事そのものが難易度が高くて県内企業では工事の施工が難しいような場合や、特殊な工事で県内の企業数が少なく競争していただけないということで、地域要件が全国になるような工事は、入札参加者数は減っている。あるいは、管内での工事においても同様に入札参加者数が減っているという状況はございますけれども、落札率そのものにつきましては、地域要件での大きな違いは出てきていないということがございまして、地域要件の設定が工事の規模や内容に応じて設定されているものでございまして、一概に地域要件の設定によって落札率が変わるということではないような状況と受け止めてございます。

**【小川委員】**

資料1の6ページの17番の県北建設事務所の地方特定道路整備工事で、参加業者数が1者で落札率100%という工事があるんですけども、これは何か特殊な事情でもあったのかどうか確認したいのですが。

**【入札監理課長】**

工事の内容は、地方特定道路整備工事ということで、実際の工事は跨線橋の補修の工事でございます。伸縮装置を撤去した上で新設2箇所、あと横断側溝を7.8メートル整備するというものでございましたけれども、どちらかというと橋梁の補修の工事で作業が細かくて手間がかかるようなことがあったということで参加した業者以外の業者からは敬遠されたのではないかと受け止めております。

**【美馬委員長】**

100%というのはどういう意味ですかね。

**【入札監理課長】**

こちらにつきましては、予定価格は切りのいい数字で設定されておりましたので、業者の積算結果とたまたま一致したということだと受け止めております。

**【小川委員】**

かなり手間のかかる工事で業者が参加者が少ないということは、100%でも、もしかしたら足りなかったんじゃないかと心配があるんですけどそこは大丈夫なんでしょうか。

**【入札監理課長】**

入札に参加はしていただいているわけでしたので、企業はこの金額で工事は施工可能だと判断されて入札に参加していただいたものと受け止めております。

**【美馬委員長】**

他にいかがですか。昨年度の傾向、そして第4四半期の傾向がだいたいこれで読み取れるということかと思っております。よろしゅうございますか。

それでは、第2番目の案件イ「総合評価方式の平成20年度試行結果について」説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料2に基づき説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。昨年度試行で382件総合評価方式を採用したということですが、落

札率等は条件付一般競争入札とほとんど変わらない。逆転したのが 50 %強になるということです。

まだ、これは試行でございましたので、入札する方としましては、総合評価の点数が高くなるように企業努力がこれから行なわれてきて、それが定着すれば価格だけではない要素、そこに力を入れてくるのではないかと期待はあります。企業の地域貢献度とか品質に関する調査がそこに加われば、さらに総合評価の意図が反映できるのではないかと期待がございます。

今の報告につきまして、御質問があればいただきたいと思っております。いかがですか。安齋委員どうですか。

**【安齋委員】**

21 年度やってからですね。

**【美馬委員長】**

21 年度やってみて、どういう結果が出るのか。それを見ていかなければならないと思っております。そして、初年度はなかなか対応できない企業もあるかと思っております。今後この方式が県の入札制度の主流になれば、企業側はそれへの対応をしてきてくれるということは期待できるのではないかと。そういう意味で、地域貢献度をどういう形で、ここにたぶん県の政策、そういうようなものも入れていかなければならないけれどもいいんじゃないか。例えば、今、雇用の問題が非常に大きな問題になっていけば、ここに正規採用の要素をちゃんと入れて、そこに高い貢献度も入れるとか、そういう県の政策レベルのことも今後は検討課題になるのではないかと期待したいと思っております。

よろしゅうございますか。

**【芳賀委員】**

勉強不足のところもあるが、地域貢献、地域社会に対する貢献度というものの定義付け、どのような定義でこのようなものが設定されるのかをお尋ねしたい。

**【入札監理課長】**

平成 18 年度から試行を始めておりますが、当初の考え方は、地域社会に対する貢献ということで、ボランティア活動や子育て、男女共同参画とかそういった点を評価しておりました。

最近になりましてからは、入札制度改革後、地域の企業がそれぞれの地域で果たしている住民の安全安心、あるいは雇用の確保などの、身近な地域、企業が立地している地域の住民の生活を支えている役割を地域の建設業が担っているという点をもう少し評価しようという考え方から、災害出動や除雪、維持補修などの評価を新たに加えて、さらに地域雇用という観点から新分野への進出などという評価項目も増やしているということでございまして、具体的に地域貢献とはこれこれ、それに該当するものを評価するというでなくて、その状況に応じてその評価の内容を見直した中で現在の評価項目となっているということでございます。

**【美馬委員長】**

県内業者あるいは本店を県内の地域におくとかそういう形で雇用とか地産地消とかそういうものも含めて地域の経済活動に総合力として貢献してくれるということを念頭に置いていると思っております。今後の課題とすれば、県の政策を推進する一端を担うという形で今後は出てくるかもしれません。

**【芳賀委員】**

地域貢献と言った場合に、私は疑問を感じたものがあるわけなんです、地域づくりを各方部でやっていますが、地域づくりの中心となるのは、商工会議所であったり、交通安全母の会とかいろんな形であって、そういうものを評価するかは別として、もっと多岐にわたるんじゃないかと思ひまして、一見、あれっと思われるものも無くはないということで、重点的にでも考えていかなければならないことなのかと、定義付けというのをきちんとすべきだと私は思っているんです。

**【美馬委員長】**

そうですね。ただ、あまり強く定義付けをしてしまうと、今度は柔軟性に欠けるという問題もあります。そして総合評価方式にしますと、客観的に評価が可能でなくてはならないという問題もありますので、そこら辺は、意欲というか政策だけではなかなか解決できないものもありますけれども。

今後は、そういう方向とすれば、そういういろんな要因を採り入れると、あまり厳密に定義をしないで、柔軟に対応できるのがいい側面もあります。

**【芳賀委員】**

社会貢献というものは誰が評価するのかということ、地域住民であり行政であり業者自らが評価するものじゃないと思うわけです。そうすると、行政が地域の声を聴くとかいうことも極めて大切ではないかと思ひまして。

**【美馬委員長】**

そうですね。全体としてはそうですけれど、今度はそれがちゃんと評価できますかと客観的にみんなが納得するような評価基準は得られますかということ、なかなか難しい問題がありますね。地域貢献と言った場合に地域住民がそれをどう評価するかという視点は大事だと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、3 番目の議題、ウの「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」です。これも第 4 四半期についての状況ですが、説明願ひます。

**【入札監理課長】**

（資料 3 に基づき説明）

**【森林計画課主幹】**

（資料 3 に基づき説明）

**【入札用度課主幹兼副課長】**

（資料 3 に基づき説明）

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。今の案件につきまして御質問等がございましたら。

よろしゅうございますか。

それでは、報告事項はこれで終わらして、次は、審議事項ア「抽出案件」でございます。今回は、地域要件を管内として行なった案件についての抽出でございます。

抽出された委員から、抽出理由の説明をお願いいたします。安齋委員、岩渕委員の順でお願いしたいと思います。

**【安齋委員】**

今まで抽出に関わった方は経験で分かると思うんですけども、一次抽出と二次抽出を重ねて最終的に 5 件を選んだんです。私の方でタッチしたのが 3 件ありますので申し上げますと、1 番上の二本松土木事務所の件ですが、一次抽出の時は入札参加者数が 17 者以上あったということで選んだ案件なんですけど、二次抽出で中身をみましたら、いろんなケースがありまして、一つは 4 者失格、それから一位と二位が同額だったとそれから金額が僅差であって一位と三位の差が 500 円しかないということで選んでみました。

2 番目の県中建設事務所、これは一次抽出の段階では入札参加者数が 1 者だけであつて予定価格 300 万円以上のもので選んだ案件です。二次抽出ではかなり高率で 98.87 %ということで落札率も高かつたということで選びました。

下から 2 番目の喜多方建設事務所の件、一次の時には落札率が 75 %未満という中から代表的なものとして選んでおります。二次抽出で中身をみましたら失格者が 5 者、そして競争が激化していて、金額がそれぞれ僅差ということで一位と二位が 600 円の差、二位と三位も 700 円の差ということでかなり僅少であるとして選んでみました。

**【岩渕委員】**

残りの二つのうち、まず 3 番の会津若松建設事務所の件ですが、これも落札率が 75 %と低いということと、13 者の入札参加者がいたということなんですけど、見ましたら失格がかなり多いということで、またその金額の差があまりないということで選びました。

5 番の喜多方建設事務所の件でございますが、これもやはり金額的に少ないということと 18 者という参加者があつたものから見ましました、そうしましたらこれもやはりかなり失格が多いということで選びました。これも一位から三位までくじで決まつたということもございまして、これも確認してみたいということです。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。そういう理由で選択されたということです。

それを踏まえまして、1 番目二本松土木事務所の案件について説明願ひます。

**【二本松土木事務所】**

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

まず、御質問をいただきたいと思います。いかがですか。

ずらっと77%くらいで並んでるという案件ですね。

【岩渕委員】

かなり、下に金額が並んできていて、一部は失格しているという案件なんですけど、最低制限価格の設定などに問題がなかったかどうかということについてはどうお考えですか。

【入札監理課長】

最低制限価格の設定につきましては、非公開としておりまして具体的なお話を申し上げるわけにはいきませんが、個別の工事の積算の内容に基づいて、個別の工事ごとに設定しております。基本的には適切に設定されているものと考えております。こういう結果となっておりますが、競争が厳しかったことによるものだろうと受け止めております。なお、工事施工がこの金額で問題があるのか無いのかにつきましては、発注元の方からコメントさせていただきます。

【二本松土木事務所】

この工事は、いわゆる一般的な工事でございます。積算に係る工種も側溝を入れてきれいにした後に舗装をかけるという工種が大変少ない単純な工事でございます。したがって、業者が見積もるときにもかなりシビアに見積もれる。そのようなことから競争が激しくなったのではないかと考えております。

【美馬委員長】

失格になった業者の入札価格から逆算するとだいたい最低制限価格が推定できるということがあったと思うんですけど、最低制限価格のところにかたまってきたという感じですね。印象とすればそんな印象ですね。

ほかに御質問はいかがですか。

【藤田委員】

かなり低入札工事が増えているわけですが、例えば総合評価対象工事に関してはその品質評価について綿密に行っているということですが、低入札工事に対する品質確保策はどのようになっているのでしょうか。

【美馬委員長】

品質の確保は大丈夫かどうかということですが、いかがでしょうか。

【二本松土木事務所】

我々も落札率が下がったことに対しては危惧を抱いております。一般論になりますが、8割を切った場合とかは特に現場に行って現地を確認する回数を増やすとか提出された書類についても特に注意をしてみるとか、特別な注意を払って品質の確保には注意をしております。

【美馬委員長】

この第一位と第二位は同じ入札金額ですよ。これはどういうふうにして決まったんですか。くじですか。

【二本松土木事務所】

くじです。

【美馬委員長】

はい。

よろしゅうございますか。それでは、1時間やりましたので、ここで5分間休憩を取りたいと思います。開始時刻は、10時35分に再開したいと思います。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは、時間になりましたので再開したいと思います。2番目の県中建設事務所の案件について説明願います。9ページになりますね。

【県中建設事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件は入札が1者しかなかったということですが、これほど少

なかった理由についてはどういうふうに考えてますか。

【県中建設事務所】

この時期は年度末でございまして、いろいろ工事が立て込んでおりまして、現場代理人の確保が困難であったと思われます。

【美馬委員長】

現場管理者の確保が困難だというのが多分その理由ではないかということのようございませぬ。

御質問いかがですか。

【岩淵委員】

そういう理由があったとしても落札率はかなり高い 98 % となっておりますけれども、このことの原因としては何か考えられますか。

【県中建設事務所】

本工事は現在の道路 4 メートルぐらいの幅のところには擁壁をつくりましてロックフェンスを建てるということで非常に利益の出にくい工事でございます。そういうこともございまして、この時期になんとしてもこの工事をとらなければいけないという状況には業者がないと思われまして、このぐらいで落札できればいいかなという思いが働いたのではないかと思います。その結果、高い札が入ったのではないかと推測しております。

【美馬委員長】

たぶん、これは原価が相当高くつくのではないかと、それでこういうふうな落札金額になったのではないかとございませぬ。

ほかに、いかがですか。

【安齋委員】

B、C、Dの業者が資格要件ですけれども、入札参加予定者数は何者と見込んだんでしょうか。

【県中建設事務所】

290 者を見込んでおりました。

【美馬委員長】

相当多いですね。工事としては難しくはないんですか。

【県中建設事務所】

工事の工種といたしましては、コンクリートを打設しましてそこにフェンスを建て込むということでございませぬので工種自体は難しい工事ではございませぬ。狭い範囲の中でやるということで利益は出にくい工事だと思われませぬ。

【美馬委員長】

よろしゅうございませぬか。

それでは、後でご意見をいただくとしまして、3 番目の会津若松建設事務所の案件について説明願われませぬ。

【会津若松建設事務所】

(資料 4 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件も業者は多いんですが最低制限価格ぎりぎりのところにたくさん集まったという案件でございませぬ。何か御質問ございませぬか。

【岩淵委員】

この工事は、割とどっときて、かつ 300 万円台で集中しているというのは、これはそれなりに利益が見込める工事として考えられているわけなんですか。

【会津若松建設事務所】

工事が単純工種でございませぬ。土砂を移動して運搬するというような工事なので品質管理とか手間暇とかそういう意味では単純です。地域の状況としまして手持ち工事とかそういう関係上、ちょうど年度末でございませぬが、工事が今行なわれているところで、ちょうど端境期に工期が当たるとということで参加者数が増えた、あるいは工事が単純だということで価格もぎりぎりに皆さん取りたいという気持ちが働いたのではないかとございませぬように推測しております。

【美馬委員長】

単純なので、利益が何とか出るという案件なのかもしれませんね。こうなりますと、最低制限価格がいくらに設定されているかの読みだけだという感じが強くありますね。

ほかにいかがですか。

【藤田委員】

工期の関係ですが、年度末の3月に落札して今工事に着手しているというのは、年度を繰り越してもいいという条件を付しているのでしょうか。

【会津若松建設事務所】

債務負担工事と申しまして、県でやっていますゼロ県債、20年度に工事を発注、契約しまして20年度の予算上は支出をしない。21年度になってから支払いをするという予算の下で工事を執行しているというものでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。それでは4番目の案件、喜多方建設事務所の案件について説明願います。

【喜多方建設事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件も入札者が多くて無効、失格になった業者も多い案件です。金額も落札率74%にずらっとならんでいる案件でございますね。

これも、工事とすれば難易度は低いんですね。利益率等はいかがですか。

【喜多方建設事務所】

当工事は、道路を走ると2メートル掛ける3メートルくらいの青い標識が設置されているのを御存知だと思います。この道路をまっすぐ行くと福島方面とかあるいは仙台方面に行くよという案内看板がございます。その案内看板の設置と県道名を表示している案内板の設置工事でございます。一般的に工事の内容としましては、製作できあがった案内看板を現地に行ってクレーンで吊って立てるといった非常にやさしい工事になると思います。それから、案内板等につきましては、県の単価で既に公表になっております関係上、積算もしやすく予定価格からどれくらいでできるかという積算も非常にやりやすい工事だといえると思います。

参加者数が多かった件につきましては、工事が比較的容易にできるという観点から参加者が多くなったのかなと思います。

落札率が80%を下回ったということにつきましても工事内容が容易であるということから、各社競争で下げられたのかなと考えております。

【田崎委員】

簡単な工事ということで工事を完了するまでの日にちと事前公表のために集中したとは思われますけれども、集中していることに関してのもうちょっと説明があればと思います。

【喜多方建設事務所】

格付要件で、BCDクラスということで技術力もそんなに必要とする工事ではないということと工事のほとんどが案内標識を製作するのは看板屋さんの方に請け負った業者がお願いして現地での据付け作業は1週間以内に終わる程度の工事だということでございます。

【美馬委員長】

工事も短くて済むということのようでございます。

よろしゅうございますか、他に何か御質問ございますか。

【齋藤委員】

基本的なことを教えていただきたいと思います。予定価格はどれにも必ずあるわけなんですか。それと、予定価格の公表時期が事前と事後とあるというのはどういうことを意味しているのでしょうか。

【入札監理課長】

予定価格につきましては、全ての工事において設定をしております。公表時期の事前、事後はということかと申しますと、県におきましては平成16年度以降の工事では、入札をする前に予定価格はいくらであるかということを入札参加者にはお示しをした上で入札に参加していただいております。予定価格を上回った金額で入札をしていただいても落札できません。最低制限

価格と逆でアッパーリミットというような形で設定をしております。事後公表につきましては、入札に参加する時点ではどなたにも分からない秘密情報として扱っておりまして、入札書を開いた時点、開札の時点で封書にしておりましたものを開けて、予定価格と比較をいたしまして落札者を決定するという形になるわけですが、事後公表という言い方をしておりますのは、契約後概ね1週間くらいの時点で契約の過程としてどなたがいくらで入札をされたかなどをホームページで公表いたしますが、その際に併せまして非公表としていた予定価格についてもオープンにさせていただくことから事後公表といたします。これにつきましては、今年度からは、原則として予定価格は事後公表として事前にはお知らせしないで入札することに福島県では改めてございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。ほかにいかがですか。

それでは、最後の5番目の喜多方建設事務所の案件についてご説明願います。

【喜多方建設事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件も参加者が非常に多かった。そして失格者も非常に多かった案件でございます。これも先ほどの第4の案件と同じような工事ですね。標識をつける工事ですね。前の工事と比べまして1基当たりの単価がこちらの方が高いように思うんですけどこれは何か理由があるんですか。

【喜多方建設事務所】

前の工事は、県道名表示板というものが比較的案内板の大きさが小さいものでございまして、今回の案件につきましては、案内表示板を4基設置するものでございますので1基当たりの単価が高くなっております。

参加者数が多かったということについてでございますが、先ほど県中建設事務所の方では年度末で同種工事が多いためという話でしたが、管内のことをみますと逆に冬場は雪が降る地域でございますので、工事はほとんど雪が降る前に終わらせるということで喜多方管内は逆に冬の工事発注案件は少なくなっております。そういったことから各社手持ち工事の案件が少ないために参加者数が多くなったということと、それから工事の難易度が表示板の設置ということで低いということと、現場での作業が比較的短期間で終わるということで各社見積を下げた結果、落札価格が低くなったんであろうと。

失格者が多いことにつきましても、できるだけ下げるということで見積をした結果、最低制限価格を下回った案件が多くなったのではないかと想定をしております。

【美馬委員長】

ありがとうございます。ただいまの案件、質問等ございますか。

【岩淵委員】

私、先ほどの説明でくじ云々と言いましたが、別の案件と錯覚したので訂正をさせてください。これで、気になっているのは、落札額の近辺で最低制限価格を設定していたと思うんですけども、その辺が妥当だという根拠があるのかどうか、前のと違うのでこの辺の設定の仕方を教えていただきたいのと地域対象外の会津若松市の業者が入ってきたのでこれがなぜ入札に参加したのか、この辺の理由が分かれば教えてください。

【美馬委員長】

差し障りのない程度でお教えいただきたい。

【入札監理課長】

最低制限価格につきましては、先ほども申しましたように非公表ということなのであまり具体的な話はしづらいんですが、工事ごとにその工事の内容に応じて設定しておりまして、例えば金額でこのくらいの金額だから何パーセントというふうに率で設定しているわけではございませんで、それぞれに計算をした上で算出した数字を使っております。工事の状況が異なりますとその内容に応じて算出の結果も異なってまいりますので、設定水準が工事、規模に応じてそれぞれ異なっているという状況でございます。それから、会津若松市の企業が参加したのはなぜかというのは。



【会津地方振興局出納室】

手元に資料がありませんのではっきりしたことは言えませんが、審議資料を見る限りですと、地域要件を誤って応札したけれども開札前に間違っただということに気づいて業者が無効の申出をしているんじゃないかと思います。

【美馬委員長】

他に質問いかがですか。

【芳賀委員】

5つの案件について説明があったわけですが、ちょっとトータルしてお尋ねしたいんですけども、例えば1番、2番、3番とみていると例えば工事何々という場合にそれぞれがちょっと常識外の落札率ではないかなと思うんです。こういった中で、先ほどある事務所の方が気になるから現場にいったりして指導しているとか監理しているという表現がありましたけれども、これらの案件の工事について、どのくらい監督員が現場に行けているのか、そして今施工中であるとしたら、技術的な部分での指導等は行なったこと等があるのか。ただ、目視していた程度なのかその辺について。私がどうなのかと思うのは、価格だけで競争してきてトータル的な管理をそれぞれができるのか。いわゆる共通仕様書で求める品質、出来型というものに対して責任施工度というのは、どの程度の水準なのか。参考までに分かればお教えいただきたい。

【美馬委員長】

一つは、監督の頻度、どういう監督をやっているのかという問題とそして品質の問題についてはきちんと確保されているのか、この二点かと思いますがよろしくお願いします。

【二本松土木事務所】

最初の5ページの案件ですが、まず、工事の進み具合としましては、現在、舗装を残すのみになっています。今、手持ちの資料がございませんので、監督員が週に何回行くとかあるいは月に何回行くとかは具体的に数字で申し上げられないんですが、少なくとも一週間一度も行かないということはないですね。この工事はさほど特殊な工事ではございません。一般的な工事ですので例えば、注意する場面としては、アスファルト舗装の下の路盤と申しますけれども、そういった見えなくなってしまう部分の品質が悪いとアスファルトをかぶせた後でひび割れが起こったりすることがありますので、不可視部分といいますが見えなくなってしまう部分に特に注意をし、監督をして、気をつけてみております。

【美馬委員長】

できあがった品質については、問題ないのかどうか。

【二本松土木事務所】

具体的には、舗装を残すのみでございまして、数字で管理できるのが舗装の下の路盤の碎石を締め固めて何パーセント以上になるという、そういう数字でチェックをしております。その部分につきましては、今のところ大丈夫です。

【美馬委員長】

全体として、安値入札の場合の品質については、統計的に良くないという結果は出ていないんですか。

【二本松土木事務所】

県全体については、把握しておりません。

【美馬委員長】

今後の課題として、出来上がった品質をどう検証していくのか、これが今後の大きな課題になりますね。総合評価方式を含めて品質をどう確保するのかということが一番の大きな悩みですので、これがきちっとチェックをできる体制は早く確立する必要があるんじゃないかという気がいたします。

【芳賀委員】

品質の確保は当然ながら、その品質の確保をするために施工業者が責任施工体制の下でやっているのか、それとも行政側が支援しながら行なっているのか、その辺については問題ないのかと、この工事であれば、1番から3番程度の標識類を除いた工事についてお尋ねしたい。

【美馬委員長】

施工管理の実態は、業者に責任を持たせているのか、発注者が共同で品質について監督してい

るのか、いかがでしょうか。

**【二本松土木事務所】**

最初の案件について具体的に説明しますと、特に見えなくなる部分については、業者に責任ということではなくて、監督員が行きまして、路盤の厚さ、あるいは幅について立ち会って確認をしております。任せっきりではございません。

**【齋藤委員】**

質問ではなくて、要望なんですけど、失格者を、一覧表にも記入しておいていただければわかりやすいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**【芳賀委員】**

検査結果が、指名競争入札と一般競争入札と品質の問題は差異は無かったと説明がありましたが、これはできあがりの品質ではないかと。そこで、私が側聞する中で、行政側の監督員が一所懸命お手伝いしたために点数が上がってるんだと、任せておいたら点数が低くなるんだよ、品物を受け取れないんだよというような声も大分聞く。具体的な点数はそういう指導の下で付けたのか、本当の業者の生の点数で付けるのか、そこら辺をお願いします。

**【入札監理課長】**

工事の成績評定ということで、成績の点数の付け方につきましては、工事の施工中に監督を行なった監督員、監督員が所属する事務所の管理監督の職にある者である主任主査とか課長など、それから最終的に工事の検査を行なった工事検査員の3人で、それぞれに工事の施工途中の状況も含めた上で点数を付ける仕組みになっております。

ただ、監督員が丁寧に指導なりをした工事と責任施工というお話もありましたが、ある程度安心して施工できたものとの違いもあるのではないかと、そういう部分を工事の成績に反映させるべきではないかという議論がございまして、今年の1月から成績評定の仕方を監督員が指導なりを文書で行なったような場合には点数が低くなるように、点数の付け方を改めております。

工事の成績評定と工事の施工の状況の分析につきましては、工事が終わった後で点数を付ける関係もございまして、分析をする期間にタイムラグが出てございますが、今までの分析結果ですと、入札方式と成績ではあまり差がない結果が出ていたほかに、落札率と工事の成績評定との間にも因果関係が認められなかったという結果になっておりますが、成績評定の仕方を行政側の手間暇がかかった分が点数にある程度反映されるように変えておりますので、その結果がどう出てくるかにつきましては、今年度の工事の結果が出た段階で分析可能になると思いますので、時期的には来年度になるかと思っておりますが、そういった面からの評価も今後なされていくものと考えております。

**【美馬委員長】**

よろしゅうございますか、それでは5つの案件につきまして意見交換に移りたいと思います。どなたか意見がございましたら、いただきたいと思っております。

地域要件が管内の案件ということですが、管内の案件だから特別の問題があるという感じではないですね。入札参加者一人という案件もあったんですが、それ以外の案件につきましては、それなりの入札参加者もいて、競争もけっこう激しいという形になりますと管内に絞り込んだから問題があるという感じは、私自身は受けなかったんですが、みなさんいかがですか。今回は管内の案件に絞って抽出いただいたということですが。

よろしゅうございますか。

それでは、その他の各委員の意見交換に移りたいと思います。どなたか、発言される方はいらっしゃいますか。

**【芳賀委員】**

皆さんのお手元に、私、ちょっと気になったことがあるものですから、コピーをとってきて配付してございますが、ご覧いただきたいと思っております。見出しは、「地域建設業の振興に係る緊急対策」ということで国交省から出ている通達でございます。これに入る前に、2ページ目と3ページ目をご覧いただきたいと思っておりますけれども、実は、これは公共工事の契約保証を行ないます東日本建設業保証株式会社の経営分析資料でございます。

これをみて、財務内容、18年と19年をみますと、例えば収益性ということを見てみますと、18年から19年になって落ちている。おそらく、20年も落ちるんだろうなと想定してます。この数

値が一番気になったのは、営業利益率なんです。福島県の19年度をみますと、マイナスの2.63パーセント、次に売上高別をみると売上高が5億円未満の企業に大きな負担がかかっていると、利益が出ていない工事を請け負っている、全体的にいうとですね、というような形が見て取れるわけなんです。これをみると、果たして、なぜこんなことが起こるのかと考えてみた場合に、先ほどから出ている落札率と予定価格の関係というのがあるんじゃないかと。福島県の場合には公共と民間では、公共工事のウエイトが高くなっていると、特に中山間地では公共工事だけが建設工事だということころもあるわけです。ちなみに、現在、予定価格というのが適正だとするならば、資材単価にしても、労務単価にしても、諸経費率にしても、かなりシビアな面から予定価格は設定されていると。そういうものが75%とか80%で請け負った結果がこういう企業にとっては赤字になる。サービスの業務を行なっている部分があるんじゃないかということですね。つまり、行政の方々が先ほどいっていたように、適正な価格、おっしゃるとおり適正なのかもしれません。それが適正だという考え方、競争に勝つための適正な価格、つまり、取る価格と、利益を上げる適正な価格という点では意味合いが全く違うと思うんですね。しかし、今は、工事量がピーク時の7割ほど減っているという状況等を考えてみると、取らんがための競争に走っていて、まるきり価格の競争じゃないのかなと、数字はこういうことを物語っているかと思います。

そこで、考えなくちゃいけないことは、循環型経済と申しますか、利益が出て社会に還元する、働いてその税金等を還元する、そして出来上がったものでまたいろんな形で還元されてくる波及効果をねらうというのが公共事業であって、本質は何かといったときに、やはり、利益が全ての形で還元されていくということではないかと思います。

そうすると、一番最初の表題に戻りますが、ここで国交省等が出している施策、これは3月31日の時点です。当初予算が決まる、一次、二次補正が出る、国では3段ロケットとかおっしゃってますけれども、そういう経済効果というものが、落札率が例えば70とか80とか、これが赤字の内容とするならば、経済活性化とかには役立たないんじゃないかと、地域活性化が経済の基本ではないかと私は素人なりに思うわけですが、そんなことから、この辺で一般論としては、1件の予定価格から決まった最低制限価格の周辺に落札価格は張り付くという事実。それによって赤字であるということ。みんなが考えなければならぬことは利益が上がって企業は社会に貢献できると。つまり、ある意味では、そういう点からいったら、企業そのものが公器であるわけです。公器であるものが、建設産業が一番倒産率が高いということを考えてみた場合、最低制限価格の引上げとか、地域での経済の活性化を図るためということを考えての制度。透明性も大切です。競争性も大切です。それなくしては世の中は成り立たないと思います。しかし、経済の循環的な効果が上がらないものは、社会に貢献する価値は極めて低いとそんなふうに思います。

#### 【美馬委員長】

現状がどういうふうになっているかというのは、建設業界が利益が上がらない、赤字体質になっているということは、この資料でご覧いただくと分かるということかと思いますが。あと、それでいいかという問題、あるいは最低制限価格を上げるかという問題、直接にそこに結びつくわけではないんですけども地域の経済対策というものの役割もある。そういうものも踏まえて今後考えていく必要があるのではないかとということかと思いますが。

この問題につきましては、前年度は非常にシビアな議論はいたしました。一番問題になりますのは、予定価格の場合に税金を使うわけですから、効率よくという問題がありまして、それはやはり実績に応じるべきで高めに設定するというわけにはいかない。そうしますと、前年度での実績に応じたら、自分たちで低価格入札をやったらそれが実績になりますから、それをベースにして予定価格を作って、さらに自分でまた75%でとったら次にはそれが来年の実績になってくる。そういう意味で、落札者、事業者が自分で自分の首をしめると、こういう面もあるんですね。入札者の方もきちんとした、もちろん談合が許されるはずはなくて、競争ということが大前提ですけれども、節度を持って入札に取り組むことも必要だと思います。それだけではなかなかいきませんものですから、最低制限価格を去年も上げるという形で、業者に任せておけばいいというふうには考えていなくて、そこについても行政の方は一定の支援はする必要があると考えております。しかし、なかなか過渡的にあるいは公共事業がどんどん減っているという中で、この状況は続くと、経営上の問題はあります。今後の重要な課題であることは確かだろうと思います。

#### 【安齋委員】

今、委員長からだいたい説明がありましたので、あまり付け加えることはないんですが、御心配の点は、去年一年間の試行期間を踏まえて、いろいろな手を打ってあります。地域要件を見直して、他の地域から業者が参加しないように手を打ったと、それから、価格競争だけに関わらないように、我々としてはいろんな議論があったんですけども、総合評価方式を思い切って拡大しようと、試行は300だったのを今年の予定で約1,000件くらいに拡げて、非価格競争を見直そうということをやっていますので、これから一年間、結果をみてからでないといえぬと思います。これ（芳賀委員提出資料）は、18年度、19年度の過去の実績の資料ですので、我々の委員会としてはいろいろ手を打ってありますので、もう少し様子を見てみたいと思います。

**【芳賀委員】**

おっしゃられるとおり、いろんな形で変わってきている。ただ、その中でまだまだ建設業が倒産していつてる。倒産することによって被る地域のデメリットですね。最近でも、中山間地のトップクラスの企業がつぶれてます。そういうものはこれからまだまだ後ろに控えているのが建設産業の事情だと思うんですね。是非とも、適正とはなんぞやといった場合に一番適正なのは、予定価格なんだろうと、シビアな見方をして出されたもの、そして県民の税金を使っているんだからそのシビアな中で上限価格であるわけですから、実際、調査をしたときに資材価格だって労務賃金だってもっと高い人もいるけれども、調査結果として決まるのは、おそらく中央値とか頻度数の多いものによって決定されていく。そしてそれを75%とか76%で取るというのは、競争の結果だから当然ということはわかりますけれども、皆が倒産するような価格競争にしかかっていない。そして、総合評価もすばらしい考え方で、いろんな形で変わってくると思うんです。しかしながら、いずれにしましても、最低制限価格というものが、低入札基準価格というものも、そこを上げていって、良質の競争をするというのが必要ではないかと思います。

**【美馬委員長】**

あまり高く最低制限価格を設定されますと、あとはくじ引きだということになると、本当に競争が起こりますか。自己努力の意欲が起こりますかという問題はありますよね。そこら辺のバランスをどうとるのか課題ですね。

私たちも落札価格が低ければいいとは思ってないんですけども、やはり談合という問題を契機にして、社会から非常に強く批判された。そういう中で競争はどうしても必要だと。そして、税金の無駄遣い等の問題に対してもいろいろ問題がある。そして、公共事業はできるだけたくさんやらなきゃならない問題がある。そういう中で一番いい入札制度をどういうふう考えていくか。今後の課題だと思いますので。

**【芳賀委員】**

ただいまお渡しした資料の中で、営業利益がマイナス2.何パーセント。そうすると工事費等を考えてみますと、今、世の中の流れ、建設業のやっていることというのは、想像するに、また、ものの本などによりますと、いわゆる下請へのしわ寄せ、労務者へのしわ寄せ、製品業者等へのしわ寄せというものが全部行って、そして、落札して、それで営業利益が赤字だという事実。そして、それを看過するというのは、経済上よくない。そういう面でも、これはすぐに解決すべきことじゃないけれども、対応すべきテーマではないかと思はいます。

**【美馬委員長】**

これは、一番難しい問題かと思はいます。今後の課題だと思いますので。

他に、なにか意見交換したい方は。

**【小川委員】**

6月5日の新聞で、6月1日に労働局と県が意見交換、情報交換をやっておりますが、労働局のデータをみますと、労災事故が20年度に福島県内で建設関係が増えております。それから最近のテレビの報道でもクレーンの大きな事故が2件起きております。事故の内容をみますと、割と基本的なところを見過ごしたための原因と考えられるので、今、いろいろ皆さんがおっしゃったたたき合いで安く取った、そのしわ寄せ、そういったものが工事の仕上がりには問題ないとしても、労災、労務安全とかそういうところに手が回らなくなっているというのが、私は非常に心配しているんです。これから、そういったものが増えていくのではないかなという心配があります。そういったものを少しでも防止するために、業者も踏まえた上での対策を県の方でもとっていただかなくちゃならないと思はいますし。

それから、元下関係が非常に悪化しております、いろんな問題があります。ところがこれを解決する術があまりないんですね。中小企業庁が下請代金法違反ということで駆け込み寺をやっている調査した結果が最近発表されましたが、これをみてもやはり建設業で支払いが遅延しているとか工事代金を減額されているとか、そういった問題が非常に多いというデータが出ております。現実に福島県内の業者が元請から、あるいは一次下請からお金を払ってもらえないとか減額されているとか、そういった問題はたくさんありますが、それを相談する場所があまりない。福島県の下請 110 番は、県発注の工事に限られているので、それ以外の工事についての代金未払いの問題は山ほどあってもこれを持って行く場所がない。国土交通省で駆け込みホットラインをやっておりますが、相手方が大臣許可の業者じゃないと対応してくれない。そうすると小さい業者同士のいろんなトラブルを持って行くところがない。県の紛争審査会とかあっても書類が複雑でなかなか業者はそこに持って行くことができない。簡易裁判所の調停でもやればいいんじゃないかということもありますが、そういった知識も少ないし、調停申立をしても、相手が出てこない。応じないとなると解決できない。結局は、泣き寝入りをしている。工事代金の一部が払われない、減額されるという実態が非常に多くて、業者はその分は売掛金になっておりますので、消費税は課税されてしまう。消費税は払わなくちゃならない。工事代金は入ってこないというダブルパンチ、トリプルパンチ。消費税が払えないと加算税がでてくるという非常に大変な状況が起きている中で、労災事故が心配される。工事の見えないところでの質の悪化というのが非常に懸念される場所なんで、そういったところをどうやったら防げるのかというのを行政だけが考えるんじゃないで、業者も踏まえた上でみんなで知恵を出し合うような、そういったことを今後できないかと思っております。

#### 【美馬委員長】

一つは労災事故が増えているのではないかという問題ですが、その原因究明がきちんとできているのか。増えているのは確かだと思うんですが、その原因が何なのかということを中心に把握した上で、その防止策を考えていく必要はあると思います。

もう一つは、下請いじめの実態がはびこっているのではないか。それに対する対策は一応法律的なものではできているけれども、もう少しその運用面がきちんと処理されているのかどうか。

その二つの面があると思うんですが、その辺を事務局はどう捉えていますか。

#### 【入札監理課長】

労災事故につきまして、統計的な数字を持ち合わせているわけではございませんが、資料 3 にも御説明しましたように、工事関係者の事故ですとかあるいは公衆損害事故がございました際には、事故報告が私どもに届くことになっておりまして、その内容に応じて入札参加制限などの措置をとっております。その中で、特に請負金額が安かったことに起因して安全面での手抜きが行なわれた結果事故につながっているというようなことが、明確に我々がそうだろうなという案件はなかったように記憶しておりまして、どちらかといいますと、安全面での手順が勘違いだったり指導が徹底していなかったりということで通常の手順と違う手順で作業してしまったがために事故になってしまったというものの方が記憶によく残っておりまして、実際に、安全面での手抜きなどに起因するものなのかどうかということをもう少し調べてみたいと考えております。

下請対策ということで、私どもにおきましても下請 110 番という窓口も新たに設けたりもして、何かあったときには相談していただければとしているのですが、現実にはやはり下請の企業が今後の受注のことも心配されてなかなか相談においでいただかないで終わってしまっている。発注者なり元請なりに行くのではなくて周りの方々のところに話が行ってしまって、直接的な解決にはならないままになってしまっているというのがあるような状況だということは承知しておりますが、基本的には契約に基づくものでございまして当事者間で解決を導くのがまずは本来の手立てだと考えておりますが、発注者等のところに相談がありました場合には、私どもは元請下請関係適正化要綱に基づいて元請会社の指導なりもしておりますし、また、現在は、契約そのものがきちんと文書でなされるのが大切であるという考えから、下請契約については契約書の提出も求めた上で確認をするというような対策も講じて適正化について対策を強化しているところでございますが、いろいろお話ありましたような建設業を取り巻く最近の経済情勢とか落札率の低下であるとかそういうことも起因していろいろな状況が生じているんだろうと考えております。

何かいい手はというお話もありましたけれども、いろいろな多方面からの方策を講じていきな

がら対策していく努力を続けていくのが現在私どもとして可能な手法と考えておりました、これだというのはありませんが、いろいろと努力を続けてまいりたいと考えております。

【美馬委員長】

オープンブック方式というのは下請の対応を文書で出させるということですよ。

【入札監理課長】

あらかじめ下請企業を特定していただきまして、下請金額も明確に入札書と一緒に提出していただくというものでございますが、実際やっておりますと、入札参加する側からは書類が多いものですから手間暇が大変だという指摘がありますし、試行中ですが、数は多くはありません。状況についてはフォローアップをしていきたいと考えております。

【美馬委員長】

元請下請の間の民間レベルでの問題だとは思いますが、弱いものを支援するという意味での行政の役割もあると思いますので、更に検討していただきたいと思います。

【建設産業室長】

建設紛争の審査会を私どもが窓口を担当しているものですから、その辺の状況を説明させていただきます。私どもは、民間工事も含めて紛争審査会の事務局をもっておりますが、最近の相談は、民間同士の下請、契約不履行の相談が非常に多くなっております。紛争審査会に諮るかどうか、あるいは、法テラスという相談窓口もあるということ等を皆さんにお伝えしております。どこに相談したらいいのかという電話をいただくことも多いです。今後とも、紛争審査会、法テラスの相談窓口等を御紹介していきたいと思っております。

そのほとんどは契約書がないというのが相談が多いものですから、その辺も含め問い合わせいただいた方に御説明しているところであります。

【美馬委員長】

そうですね、きちっとした契約を取り交わすという習慣といいますか、慣習がきちっとできれば、そういうトラブルも少なくなるかなという気はいたします。県等におきましても下請対策は一定の指導力を発揮していただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

その他、事務局の方から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【美馬委員長】

次回の抽出案件ですが、何か適当な案件はございますか。

事務局が用意している案件がございましたら、御紹介いただきたいと思っております。

【入札監理課主幹兼副課長】

先ほど来の委員の皆様のお発言にもありますように、この4月から一般土木工事の地域要件が見直しされました。3千万円以下は管内と、以前は隣接3管内ということだったんですけど、要件を絞りました。そういった面でこの部分でどのような変化が起きているのかということですね。応札者数であるとか、その辺を検証してはどうかと思っております。

【美馬委員長】

今の案件は、本日の案件と関係がありまして、昨年度の管内案件と今年隣接3管内を3千万円以下は管内とした。それを続けて抽出案件として、昨年と今年の違い、こういうものを検討してみたいということですがよろしゅうございますか。

そうしますと、テーマとしましては、新しい管内案件を抽出案件として選びます。抽出チームとしましては、順番からいきますと小川委員と齋藤委員ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、対象期間ですが、今年の第1四半期ということで21年の4月から6月部分を選んでいただくということになるかと思っております。まだ、6月下旬になっておりませんので、次回の委員会はこちらとそれに合わせた日程を考えたいと思っております。それでは抽出案件は以上でございます。

他に何か事務局の方からございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会及び急に委員会又は部会を開催する必要がある場合の日程調整のため、お手元に7月から9月分の入札制度等監視委員会の日程確認表を配付しました。お手数をおかけしますが6月16日火曜日頃までに事務局の方へ提出をお願いいたします。

**【美馬委員長】**

ありがとうございます。それでは、皆さんよろしく願いいたします。

本日予定しておりました議事は無事終了いたしました。御協力ありがとうございました。